

笠間市子ども・子育て支援事業計画

かさま子育て支援プラン（案）

－ 平成27年度～平成31年度 －

平成26年12月

笠 間 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の策定体制	1
第2章 笠間市を取り巻く現状.....	2
1 笠間市の現状	2
(1) 人口構成	2
(2) 出生数・合計特殊出生率.....	3
(3) 児童数の予測.....	4
(4) 女性15歳～49歳人口の推移と推計.....	5
2 ニーズ調査結果の概要.....	6
(1) 調査の目的	6
(2) 調査の実施概要.....	6
(3) 調査票の回収結果.....	6
(4) 調査結果の概要.....	7
第3章 計画の内容	17
1 基本理念	17
2 教育・保育提供区域.....	17
3 計画の構成	17
4 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	19
(1) 教育・保育事業（幼稚園、保育所（園）等）の利用状況	19
(2) 平成27年度以降の特定教育・保育施設への移行予定等について	20
(3) 各教育・保育施設の認定区分ごとの「利用定員」の予定	21
(4) 教育・保育事業の確保方策の考え方.....	22
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	23
(1) 利用者支援事業.....	23
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	23
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	24
(4) 子育て短期支援事業.....	25
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	25
(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業	26
(7) 地域子育て支援拠点事業.....	27
(8) 一時預かり事業.....	28
(9) 病児保育事業.....	30
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	31

(11) 妊婦健康診査	32
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	32
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	32
6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進	33
(1) 幼稚園及び保育所（園）の認定こども園への移行促進・普及	33
(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	33
7 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援	34
8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	34
(1) 児童虐待防止対策の充実	34
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	35
(3) 障がい児施策の充実等	35
(4) 出産・子育てに関する特色ある講座の実施	36
(5) 子育て施策の調査・研究	36
9 子育てと仕事の両立支援	36
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及	36
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	37
第4章 計画の推進	38
1 進行管理	38
2 総合計画と整合性を図り推進する事業	38
参考資料	41
1 策定経過	41
2 笠間市子ども・子育て会議設置条例	43
3 笠間市子ども・子育て会議委員名簿	45
4 用語説明	46

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

笠間市は、平成22年2月に「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、多様な子育て支援施策を計画的・総合的に推進してきました。

平成24年8月の子ども・子育て支援法等の制定により、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、市町村は地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ効率的に提供することになりました。

笠間市においても、認定こども園、幼稚園、保育所（園）などの教育・保育事業、就学前児童の一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問事業などの子育て支援の事業について、各事業の量を見込み、その提供体制を確保していくことが求められることから、これらの取り組みを計画的に推進していくため、新たな子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画です。

なお、計画期間中に制度の変更や社会状況の変化などにより、計画に修正が必要な状況等が生じた場合には見直しを行います。

■ 計画の期間

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
← 次世代育成支援行動計画後期行動計画					← 子ども・子育て支援事業計画 →				

3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、平成26年度までの「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」における教育・保育サービス等の子育て支援事業を引き継ぎますが、新たな「笠間市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、「笠間市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、市の関連計画との整合性を図り策定するものです。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、「笠間市子ども・子育て会議」による審議を行うとともに、子育て家庭へのニーズ調査を実施しました。また、計画に多くの市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施（予定）しました。

第2章 笠間市を取り巻く現状

1 笠間市の現状

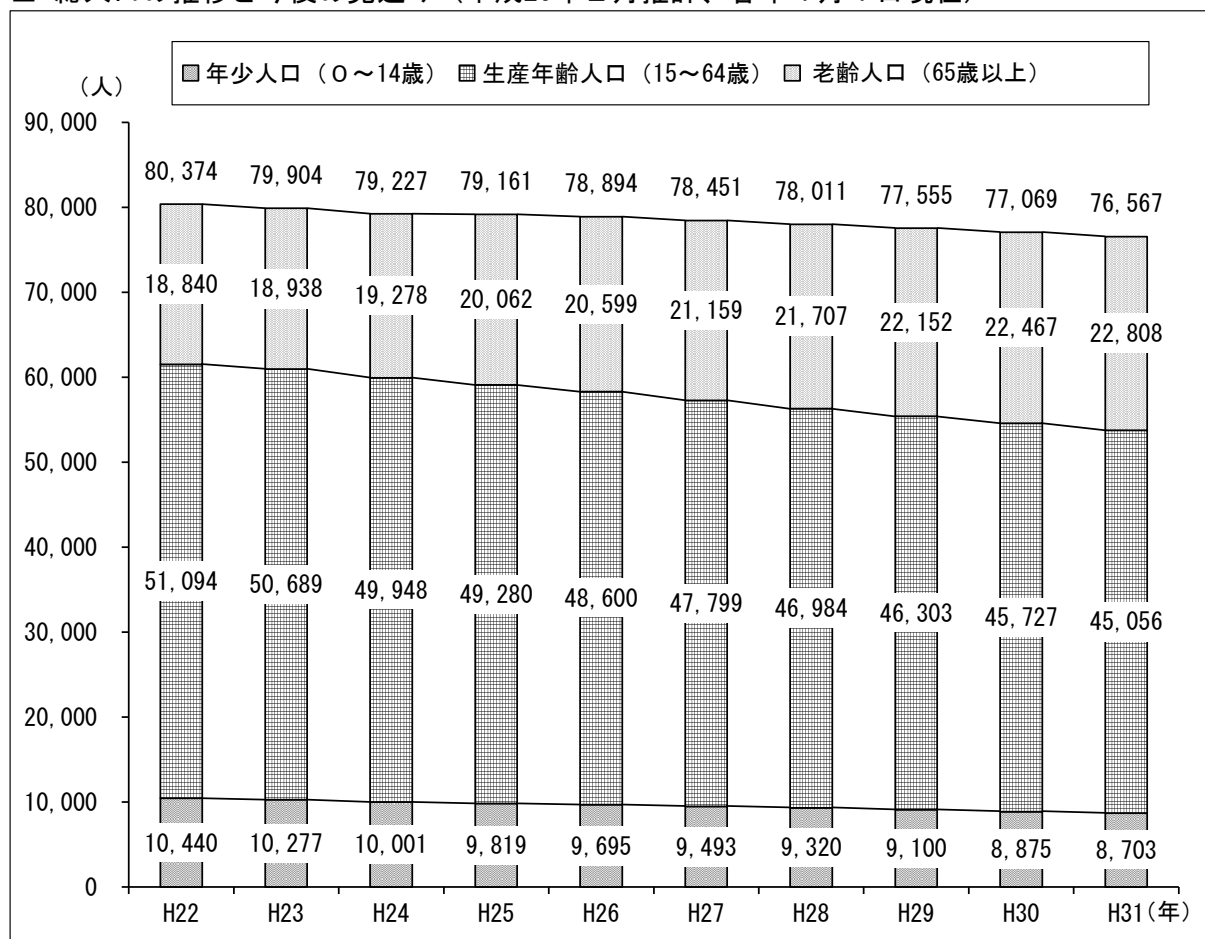
(1) 人口構成

総人口は、減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれます。

0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口はともに減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれます。

一方、65歳以上の高齢人口は増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれます。

■ 総人口の推移と今後の見込み（平成26年2月推計、各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳人口、母の年齢別出生数、平成24年簡易生命表

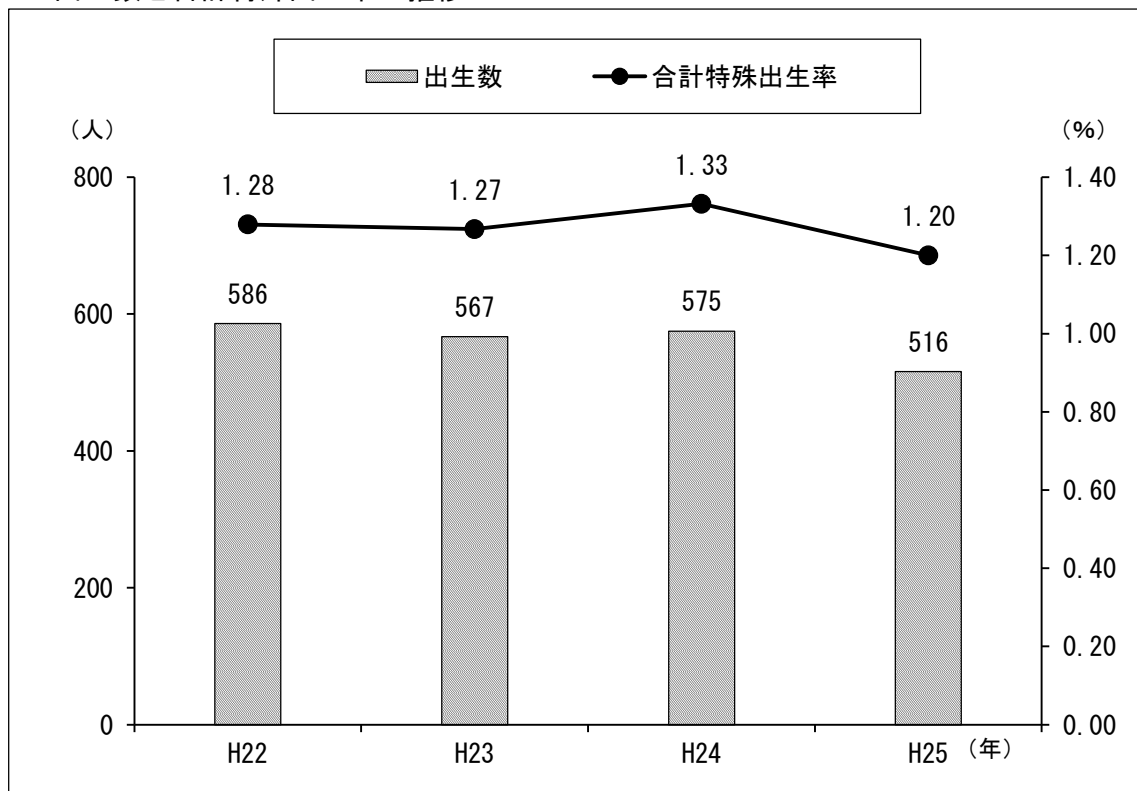
推計方法：コーホート変化率法（過去の人口の変化から変化率を算出し、将来人口を算出する方法）

(2) 出生数・合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成23年から平成24年にかけてやや上昇していますが、出生数は横ばいとなっています。

また、笠間市の合計特殊出生率は、国や県よりも低い値で推移しています。

■ 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：出生数は統計かさま、合計特殊出生率は子ども福祉課

合計特殊出生率の比較

単位：%

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
国	1.39	1.39	1.41	1.43
県	1.44	1.39	1.41	1.42
笠間市	1.28	1.27	1.33	1.20

合計特殊出生率：出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもの産むのかを推計したものの。

(3) 児童数の予測

平成22年以降、0歳から5歳人口及び6歳から11歳人口ともに減少傾向にあり、今後の推計においても減少することが予測されます。

人口の推移・推計値

各年4月1日現在（単位：人）

年	実績値					推計値				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	585	601	557	525	507	526	515	502	493	483
1歳	550	598	605	579	542	535	546	537	521	512
2歳	620	561	605	609	588	576	544	556	547	531
3歳	652	613	562	620	623	600	580	546	558	549
4歳	611	645	610	561	621	605	599	579	545	556
5歳	673	604	651	607	568	626	608	601	583	549
0-5計	3,691	3,622	3,590	3,501	3,449	3,468	3,392	3,321	3,247	3,180
6歳	712	667	600	659	611	577	626	609	603	584
7歳	756	719	664	594	661	614	575	624	606	602
8歳	781	752	709	658	591	649	611	571	619	604
9歳	705	777	754	710	648	600	655	616	577	627
10歳	739	704	773	755	705	680	595	651	611	573
11歳	742	740	703	769	755	690	679	593	651	610
6-11計	4,435	4,359	4,203	4,145	3,971	3,810	3,741	3,664	3,667	3,600

資料：住民基本台帳人口、母の年齢別出生数、平成24年簡易生命表

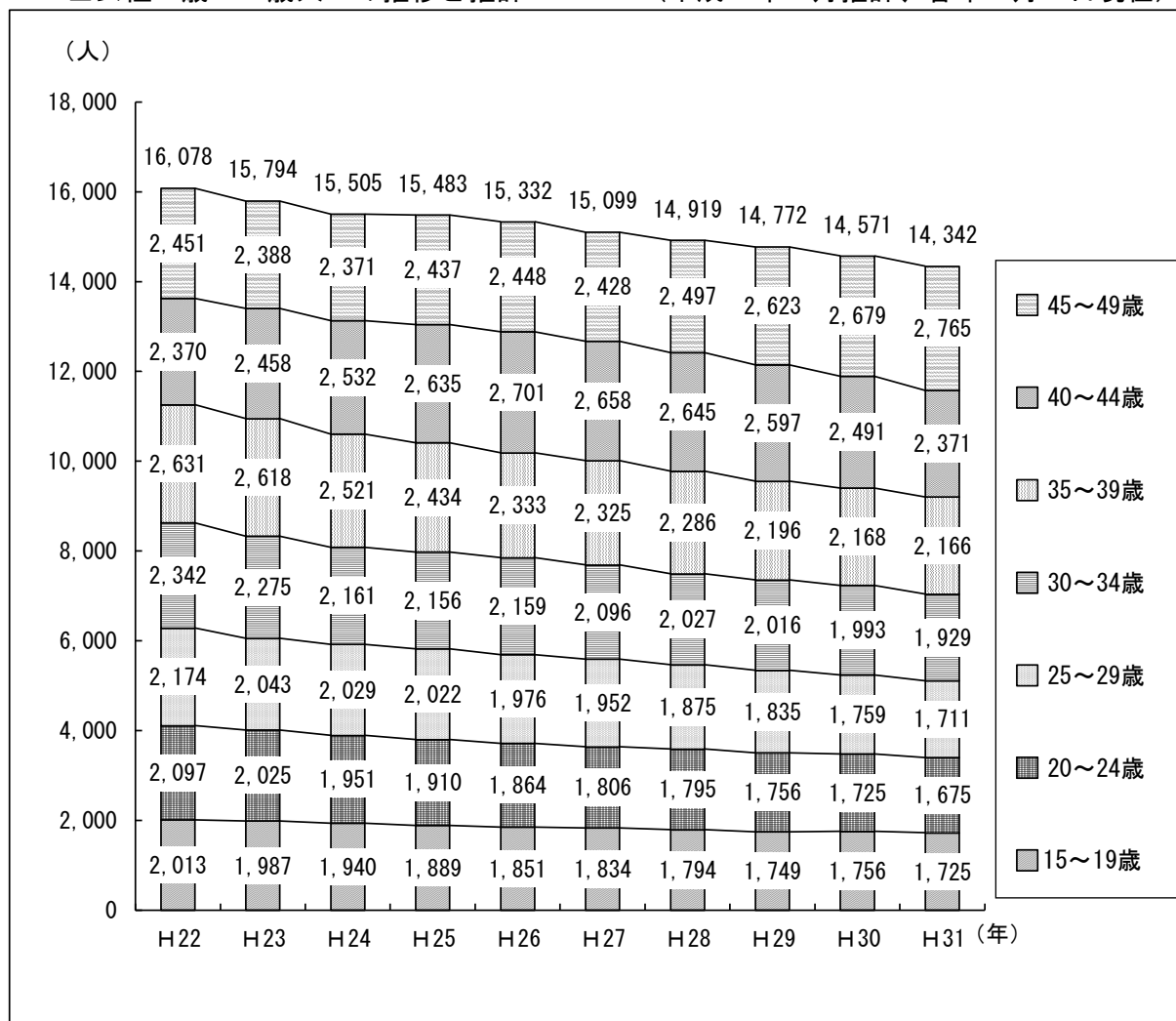
推計方法：コーホート変化率法（過去の人口の変化から変化率を算出し、将来人口を算出する方法）

(4) 女性15歳～49歳人口の推移と推計

平成22年以降、女性の15歳～49歳人口は減少傾向にあり、今後の推計においても減少することが予測されます。

■女性15歳～49歳人口の推移と推計

(平成26年2月推計、各年4月1日現在)



資料：住民基本台帳人口、平成24年簡易生命表

推計方法：コーホート変化率法（過去の人口の変化から変化率を算出し、将来人口を算出する方法）

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

この調査は、平成27年度からの「笠間市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保育所（園）、幼稚園及び放課後児童クラブなどの利用状況及び今後の利用意向などを把握するため、調査を実施したものです。

(2) 調査の実施概要

項目	就学前児童調査	就学児童調査
①調査地域	笠間市内	笠間市内
②調査対象	○保育所（園）、幼稚園を利用している世帯 ○0～2歳で保育所（園）を利用していない世帯	○小学校低学年（1～3年生）児童がいる世帯
③対象数	○1631世帯	○1508世帯
④調査方法	◆保育所（園）、幼稚園を利用している世帯 ○保育所（園）、幼稚園に配付・回収を依頼 ◆0～2歳で保育所（園）を利用していない世帯 ○郵送配付・回収	○小学校に配付・回収を依頼
⑤調査期間	平成25年11月25日～ 平成25年12月2日	平成25年11月25日～ 平成25年12月2日
⑦調査内容	○家族の状況 ○子どもの育ちの環境 ○保護者の就労状況・今後の就労意向 ○教育・保育事業の利用状況・利用意向 ○子育て支援事業の利用状況・利用意向 ○職場の子育てと就労の両立支援 ○子育て環境	○家族の状況 ○保護者の就労状況・今後の就労意向 ○放課後の過ごし方 ○子育て環境

(3) 調査票の回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B) / (A)	無効票 (全問無回答)	集計対象数
就学前児童調査	1,631世帯	1,317世帯	80.7%	6世帯	1,311世帯
就学児童調査	1,508世帯	1,361世帯	90.3%	5世帯	1,356世帯

(4) 調査結果の概要

①就学前児童調査

ア 保護者の就労状況

◆母親の就労状況

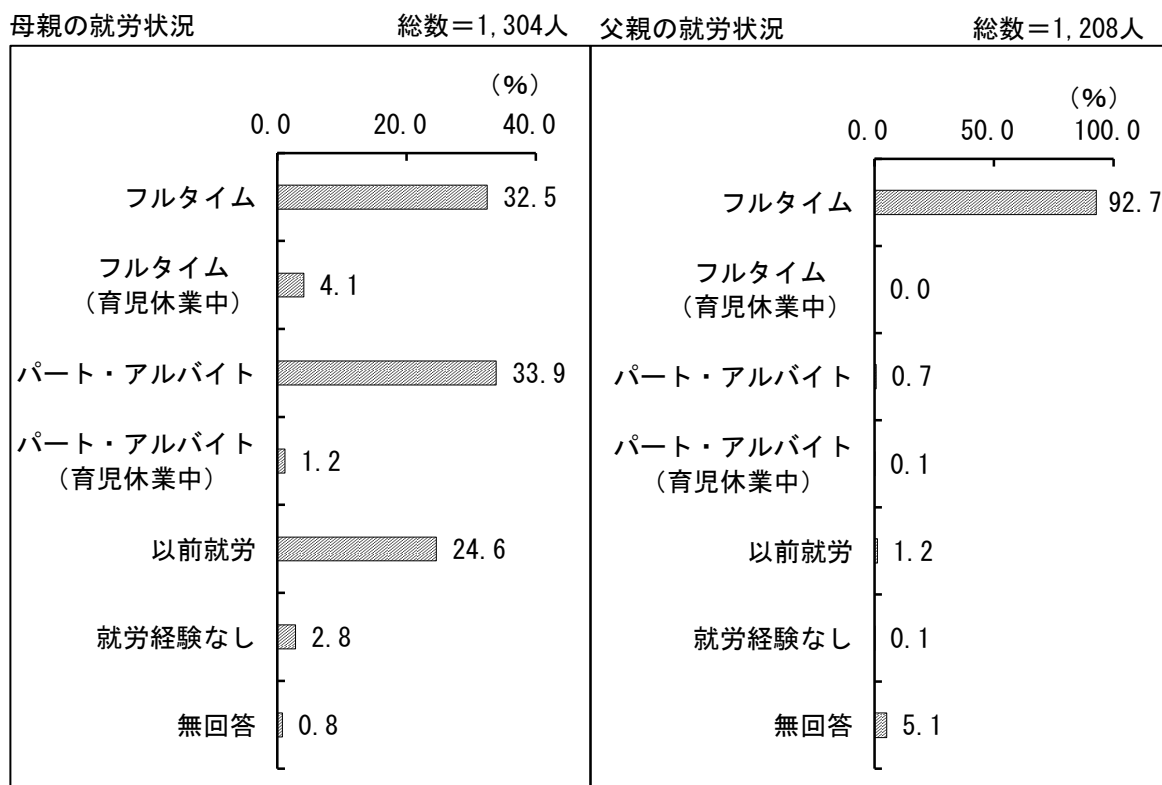
○「フルタイム」が32.5%、「フルタイム（育児休業中）」が4.1%、「パート・アルバイト」が33.9%、「パート・アルバイト（育児休業中）」が1.2%であり、育児休業中も含め働いている母親が71.7%となっています。

○パート・アルバイトで働いている母親（457人）のうち、フルタイムへの転換意向は約4割あります。そのうち、「フルタイムへの転換見込みあり」は9.0%、「フルタイムへの転換見込みなし」が31.9%となっています。

○現在就労していない母親（358人）のうち、「1年以内に就労希望」は25.1%、「1年より先に就労希望」は44.7%であり、いずれ働きたいという意向が約7割となっています。

◆父親の就労状況

○「フルタイム」や「パート・アルバイト」を合わせ、働いている割合は93.5%です。



イ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

◆利用状況

○現在、幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」のは91.8%となっています。

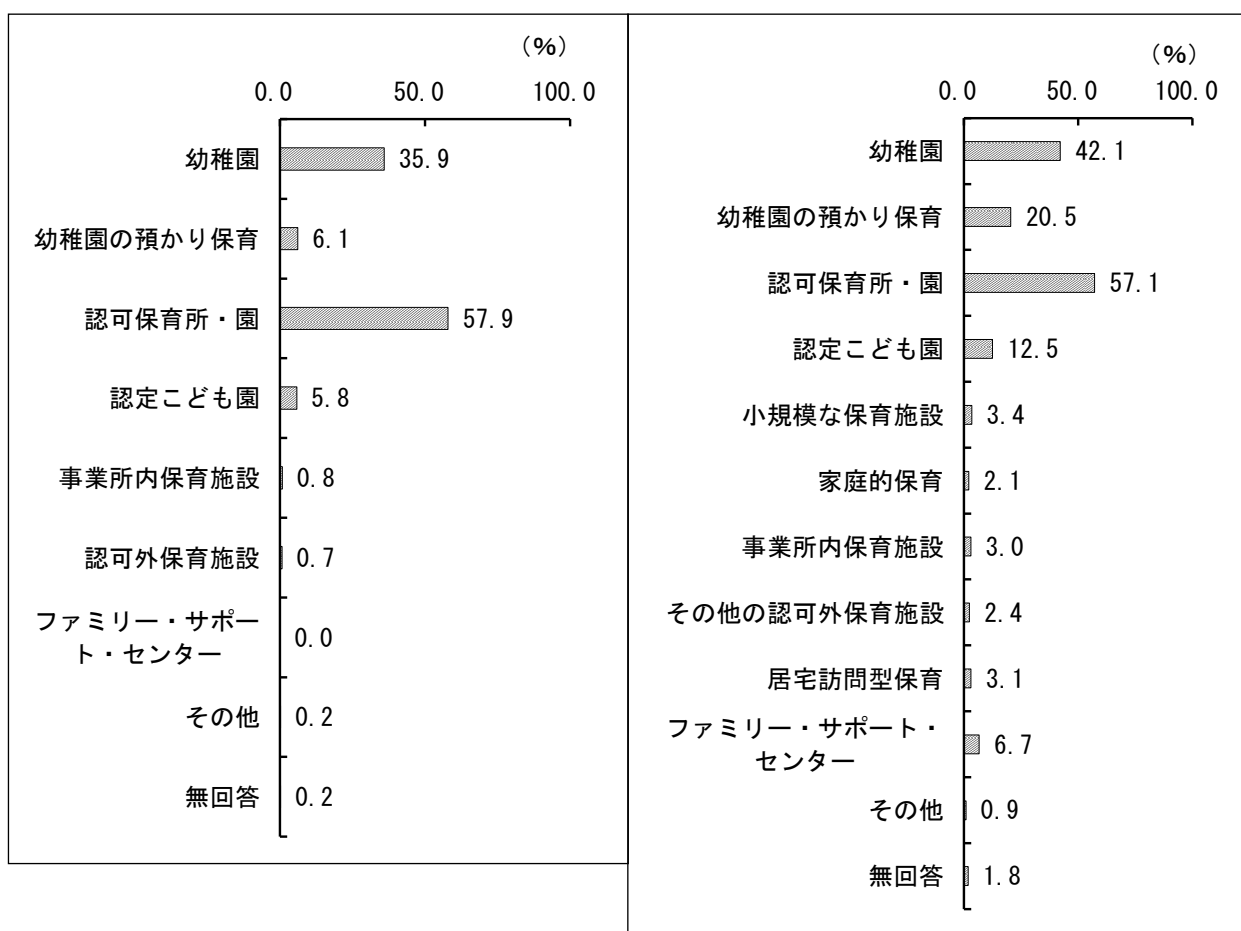
○利用している事業は、「認可保育所（園）」が57.9%、「幼稚園」が35.9%、「幼稚園の預かり保育」が6.1%、「認定こども園」が5.8%となっています。

◆今後利用したい教育・保育事業

○今後「定期的に」利用したい事業は、「認可保育所（園）」が57.1%、「幼稚園」が42.1%、「幼稚園の預かり保育」が20.5%、「認定こども園」が12.5%となっています。

利用している事業<複数回答>総数=1,203人

今後利用したい事業<複数回答>総数=1,311人



ウ 地域の子育て支援事業の利用状況について

○現在の「子育て支援センター」の利用は6.3%（月平均3.2回）、「児童館」の利用は12.4%（月平均2.0回）であり、子育て支援センターまたは児童館の利用合計は14.6%（月平均2.9回）となっています。

○今後は「利用していないが、今後利用したい」が23.6%（月平均2.5回）、「今後利用日数を増やしたい」が7.2%（月平均3.6回）であり、現在の利用状況及び今後の利用希望を合わせ、今後、子育て支援センター及び児童館を利用したいとの意向は36.5%（月平均3.3回）となっています。

エ 病気の際の対応について

◆病児・病後児の保育施設の利用意向

- 子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法として、「母親が休んだ」または「父親が休んだ」と回答した方（707人）において、病児・病後児の保育施設を「できれば利用したい」が44.0%であり、利用希望平均日数は8.3日となっています。
- 病児・病後児の保育施設の事業形態の意向（311人）は、「幼稚園・保育所（園）等に併設した施設で子どもを保育する事業」が66.2%、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が62.7%となっています。

オ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

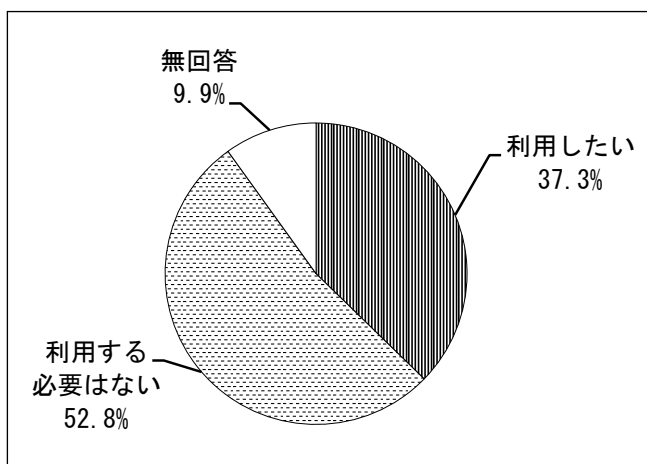
◆一時預かり等の利用意向

- 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かり等を「利用したい」のは37.3%となっています。
- 利用目的（489人）は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が64.8%（平均日数8.0日）、「私用、リフレッシュ目的」が58.3%（平均日数9.8日）、「不定期の就労」が34.6%（平均日数17.0日）となっています。

◆宿泊を伴う一時預かり等の状況

- この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらうことが「あった」のは18.0%となっています。
- 対処方法（236人）は、「親族・知人にみてもらった」が87.7%（平均9.4泊）であり、その場合（207人）の困難度は、「非常に困難」が13.0%、「どちらかというとも困難」が35.7%となっています。

一時預かりの利用意向 総数=1,311人



カ 小学校就学後の放課後等の過ごし方について（5歳以上児のみ）

◆小学校低学年の過ごし方

○小学校低学年（1～3年生）での放課後（平日の下校後）の過ごし方の意向（291人）は、「自宅」が55.3%、「放課後児童クラブ」が44.3%、「習い事」が37.1%となっています。

◆小学校高学年の過ごし方

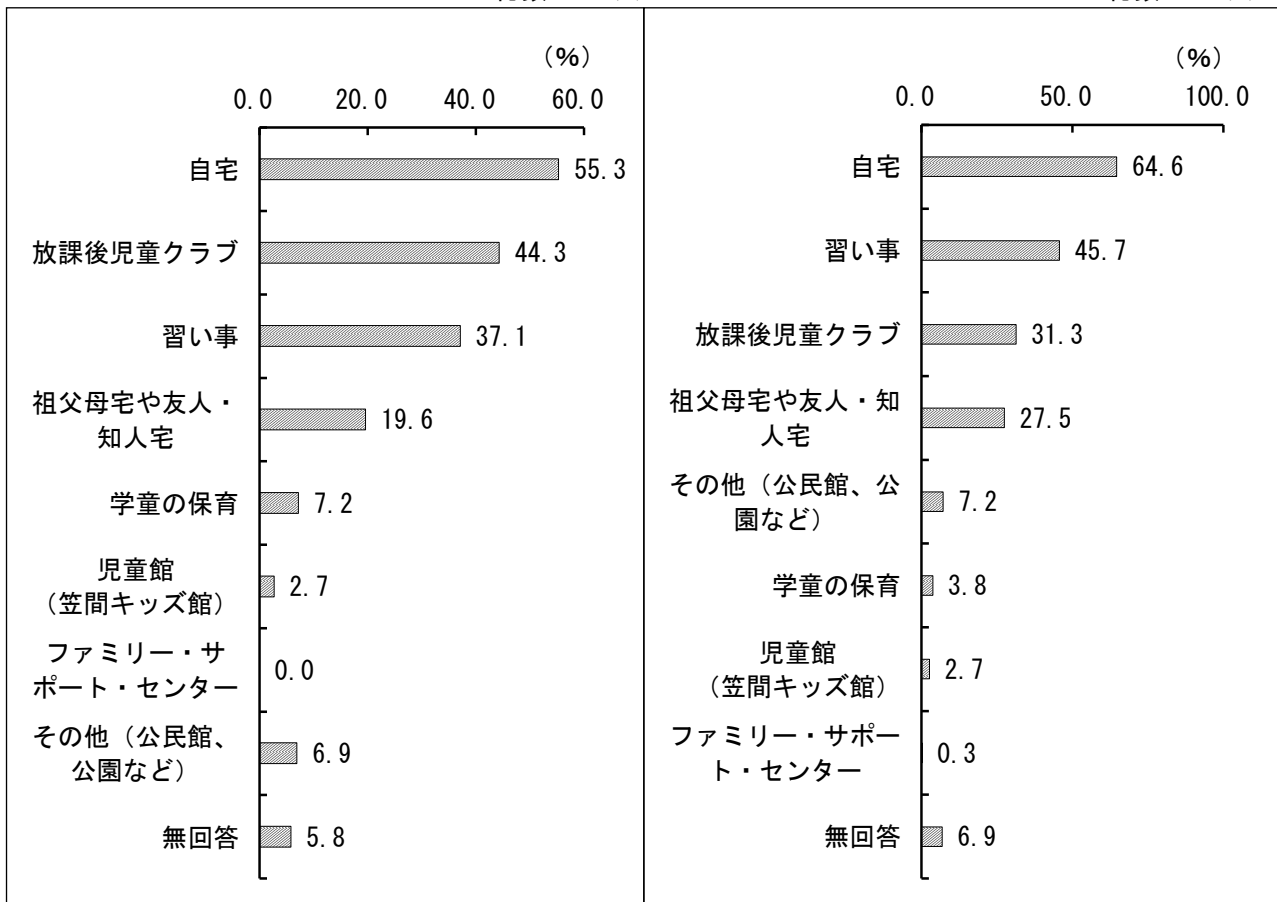
○小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が64.6%、「習い事」が45.7%、「放課後児童クラブ」が31.3%となっており、「放課後児童クラブ」は低学年より13.0ポイント低くなっています。

低学年の放課後の過ごし方＜複数回答＞

総数=291人

高学年の放課後の過ごし方＜複数回答＞

総数=291人



キ 育児休業について

◆育児休業の取得状況

○育児休業を「取得した（取得中である）」のは、母親が31.6%、父親が1.9%となっています。

◆育児休業を取得しなかった理由

○育児休業を取得しなかった理由は、母親（199人）では「子育てや家事に専念するため退職した」が34.7%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が24.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が21.1%となっています。

○父親（1,071人）では「仕事が忙しかった」が34.73%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が32.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が31.1%となっています。

◆育児休業を取得した母親（414人）の職場復帰等の状況

○「育児休業を取得後、職場に復帰した」のは84.8%であり、職場復帰の時期（351人）は「年度初めの（保育園の）入所に合わせたタイミングだった」が34.2%、「それ以外だった」が64.7%となっています。

○育児休業の実際の取得期間（351人）は、子どもの月齢の平均で11.4か月でしたが、希望としての取得期間の平均は15.6か月で、実際の取得は希望よりも約4か月短くなっています。

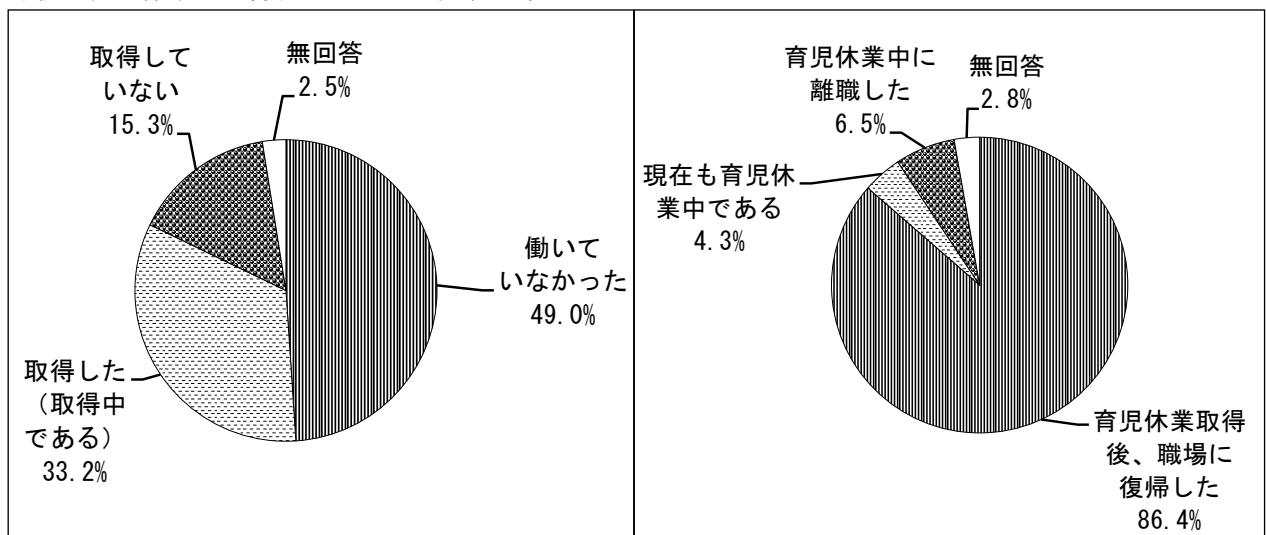
○3歳まで育児休業が取得できる場合、希望する取得期間は子どもの月齢で平均23.2か月（約1歳11か月）となっています。

母親の育児休業の取得状況

総数=1,310人

育児休業取得の母親の職場復帰

総数=414人

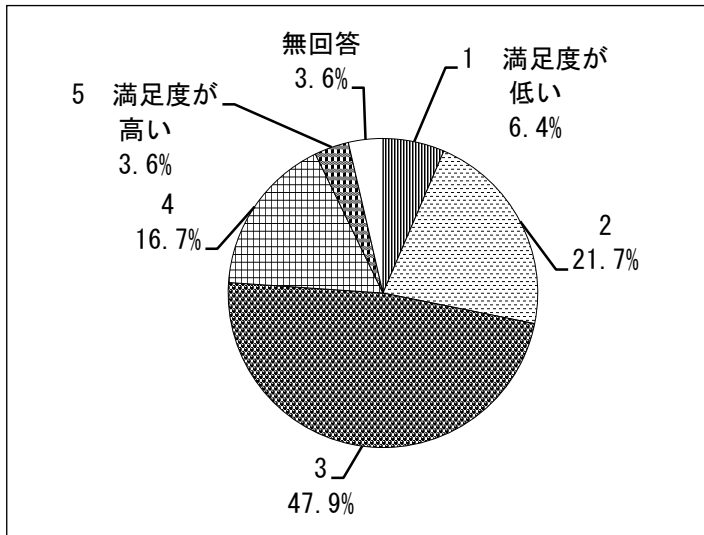


ク 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について

◆子育ての環境や支援の満足度

○地域における子育ての環境や支援の満足度は、回答構成を点数化したところ、2.89点となっています。中間点は3点であることから、満足度はやや低くなっています。

子育て支援に関する満足度 総数=1,311人



②就学児童調査

ア 保護者の就労状況

◆母親の就労状況

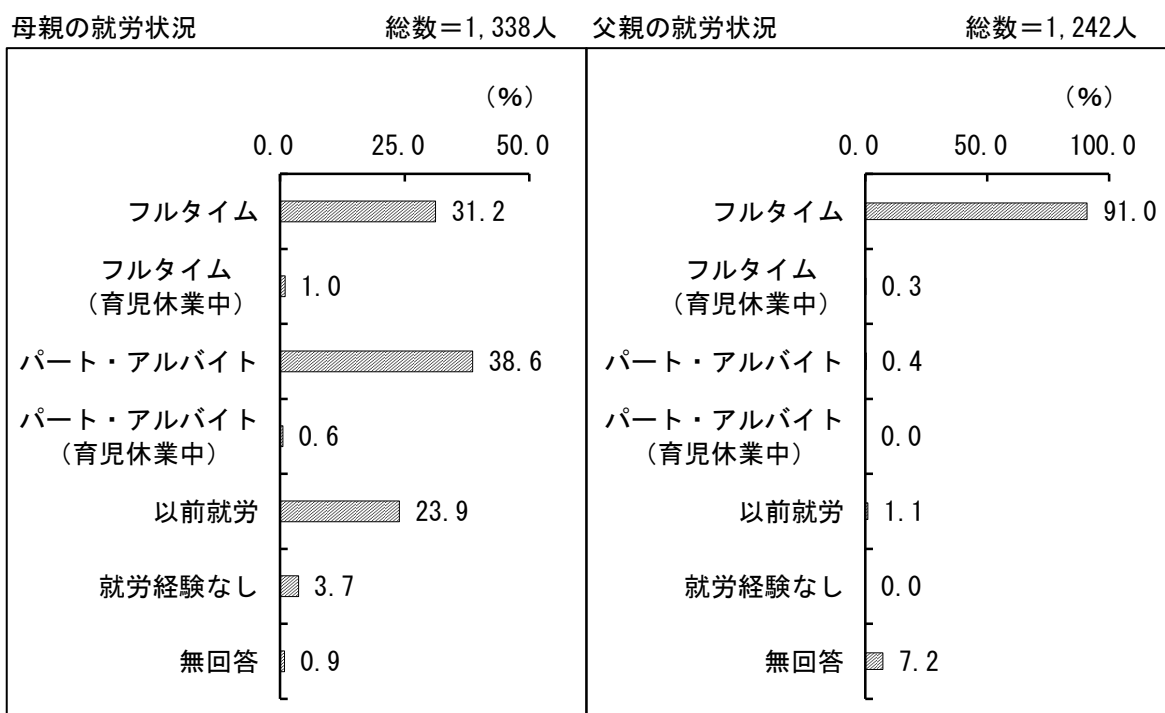
○「フルタイム」が31.2%、「フルタイム（育児休業中）」が1.0%、「パート・アルバイト」が38.6%、「パート・アルバイト（育児休業中）」が0.6%であり、育児休業中も含め働いている母親が71.4%となっています。

○パート・アルバイトで働いている母親（525人）のうち、フルタイムへの転換意向が35.5%あります。そのうち「フルタイムへの転換見込みあり」が6.9%、「フルタイム転換見込みなし」が28.6%となっています。また、今後も「パート・アルバイトで継続希望」が56.0%となっています。

○現在就労していない母親（370人）のうち、「1年以内に就労希望」及び「1年より先に就労希望」がともに35.1%であり、いずれ働きたいという意向が70.2%となっています。

◆父親の就労状況

○「フルタイム」や「パート・アルバイト」を合わせ、働いている割合は91.7%となっています。



イ 放課後等の過ごし方について

◆小学校低学年の過ごし方

○小学校低学年（1～3年生）での放課後（平日の下校後）の過ごし方の意向は、「自宅」が65.5%、「習い事」が46.1%、「放課後児童クラブ」が35.9%となっています。

◆小学校高学年の過ごし方

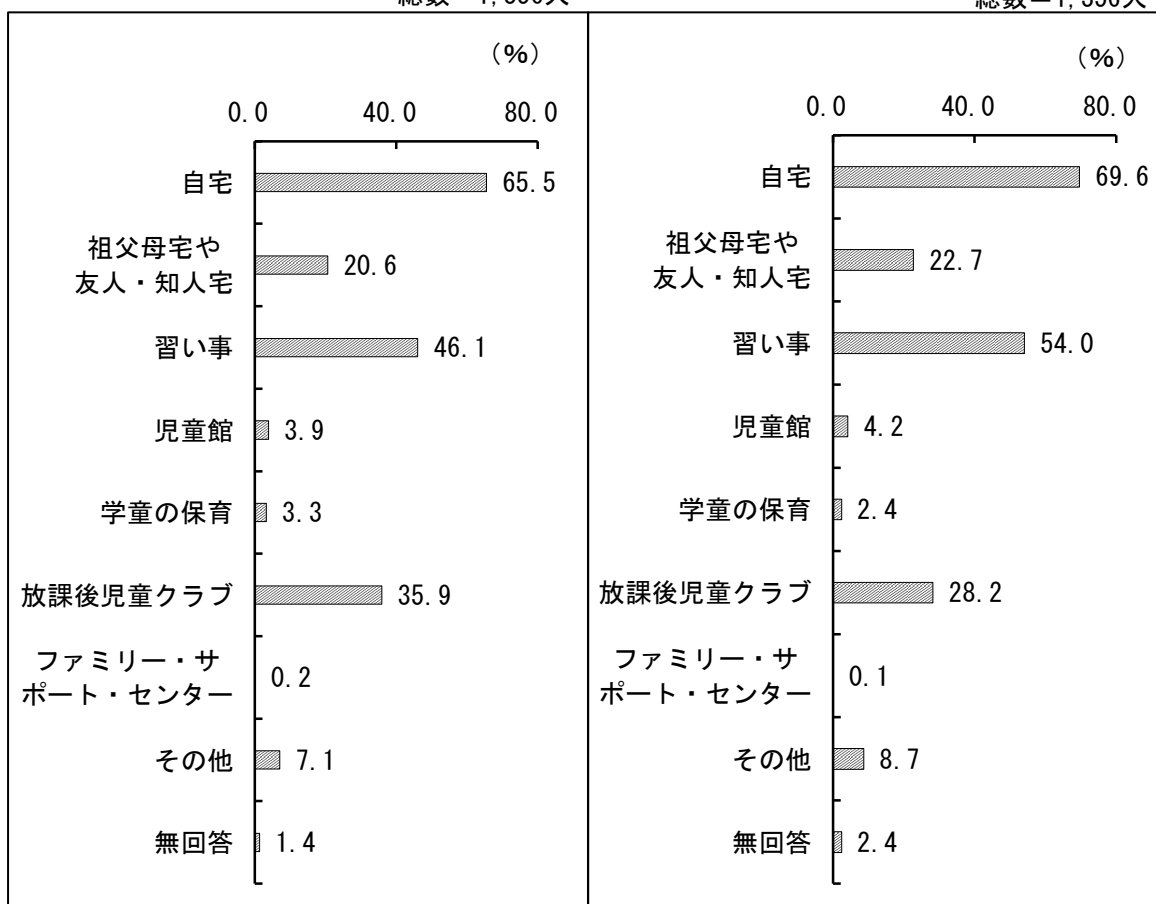
○小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が69.6%、「習い事」が54.0%、「放課後児童クラブ」が28.2%であり、「放課後児童クラブ」は低学年より7.7ポイント低くなっています。

低学年の放課後の過ごし方<複数回答>

総数=1,356人

高学年の放課後の過ごし方<複数回答>

総数=1,356人



◆土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望

○放課後児童クラブの利用希望者(517人)の土曜日の利用希望は、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が13.2%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が30.9%であり、低学年での利用希望は44.1%となっています。

○日曜日・祝日では、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が4.4%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が20.3%であり、低学年での利用希望は24.7%となっています。

◆長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

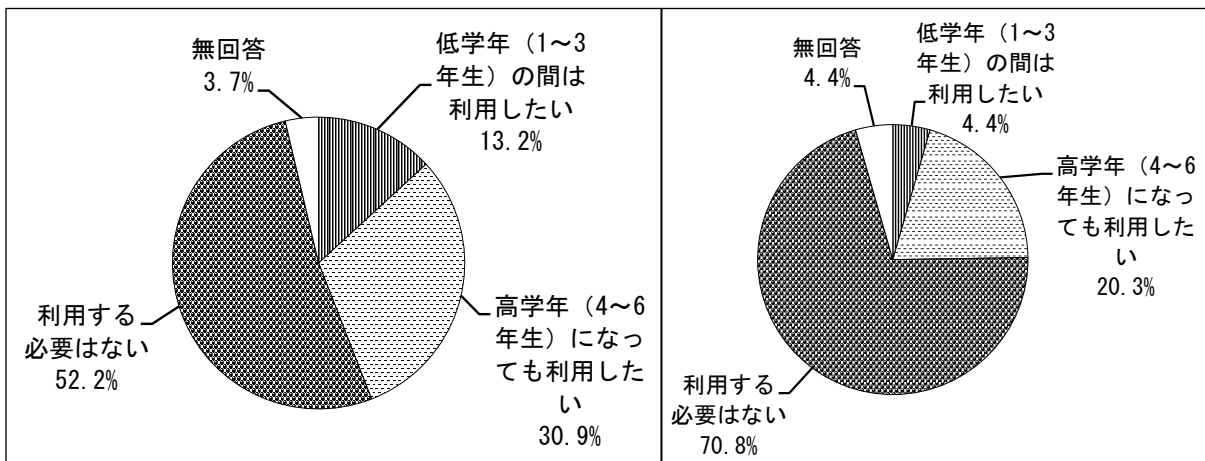
○夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が11.3%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が38.3%であり、低学年での利用希望は49.6%となっています。

土曜日の利用希望

総数=517人

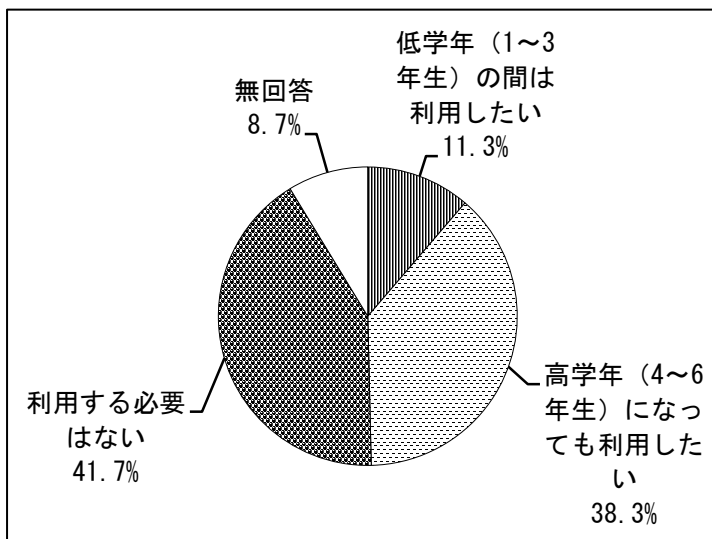
日曜日・祝日の利用希望

総数=517人



長期休暇期間中の利用希望

総数=1,356人

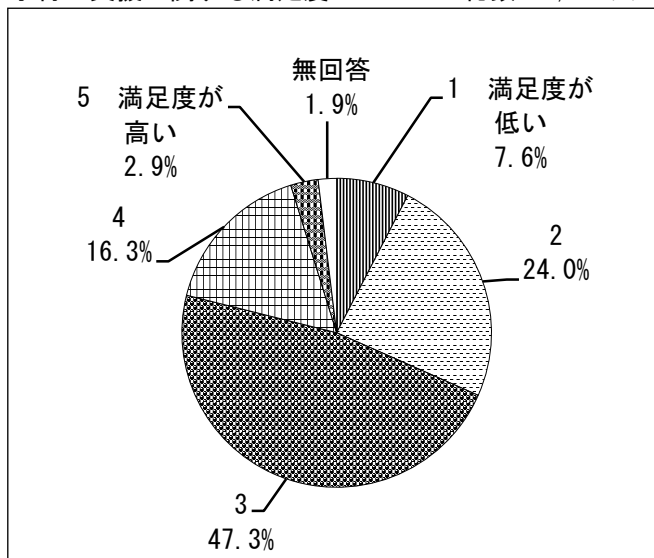


ウ 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について

◆子育ての環境や支援の満足度

○地域における子育ての環境や支援の満足度は、回答構成を点数化したところ、2.82点となっています。中間点は3点であることから、満足度はやや低くなっています。

子育て支援に関する満足度 総数=1,356人



第3章 計画の内容

1 基本理念

この計画は、笠間市総合計画の将来像である「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る文化交流都市～」を実現するため、健康・福祉施策の大綱である「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」により、支えあう心を大切に、だれもが子育てを楽しいと感じ、『笠間』で子どもを育ててよかったと実感のもてるまちづくりを目指します。

乳幼児期からの子どもの発達に応じた適切な保護者の関わり、質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供により子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うとともに、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じ、親として成長しながら子育てができるよう、子どもたちの明日のために、子どもたちの健やかな成長のために、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組みます。

そのための基本理念として「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」から「地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市」を継承し、その実現に向け取り組んでいきます。

2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して定めるものです。

また、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとともに、提供体制の確保の内容を示す区域となるものです。

笠間市では、地理的状況や人口規模を踏まえ、教育・保育施設がバランスよく配置されていること、現在実施している事業を勘案し、どこの地区でも利用できるよう、市全域を「1つの区域」として設定します。

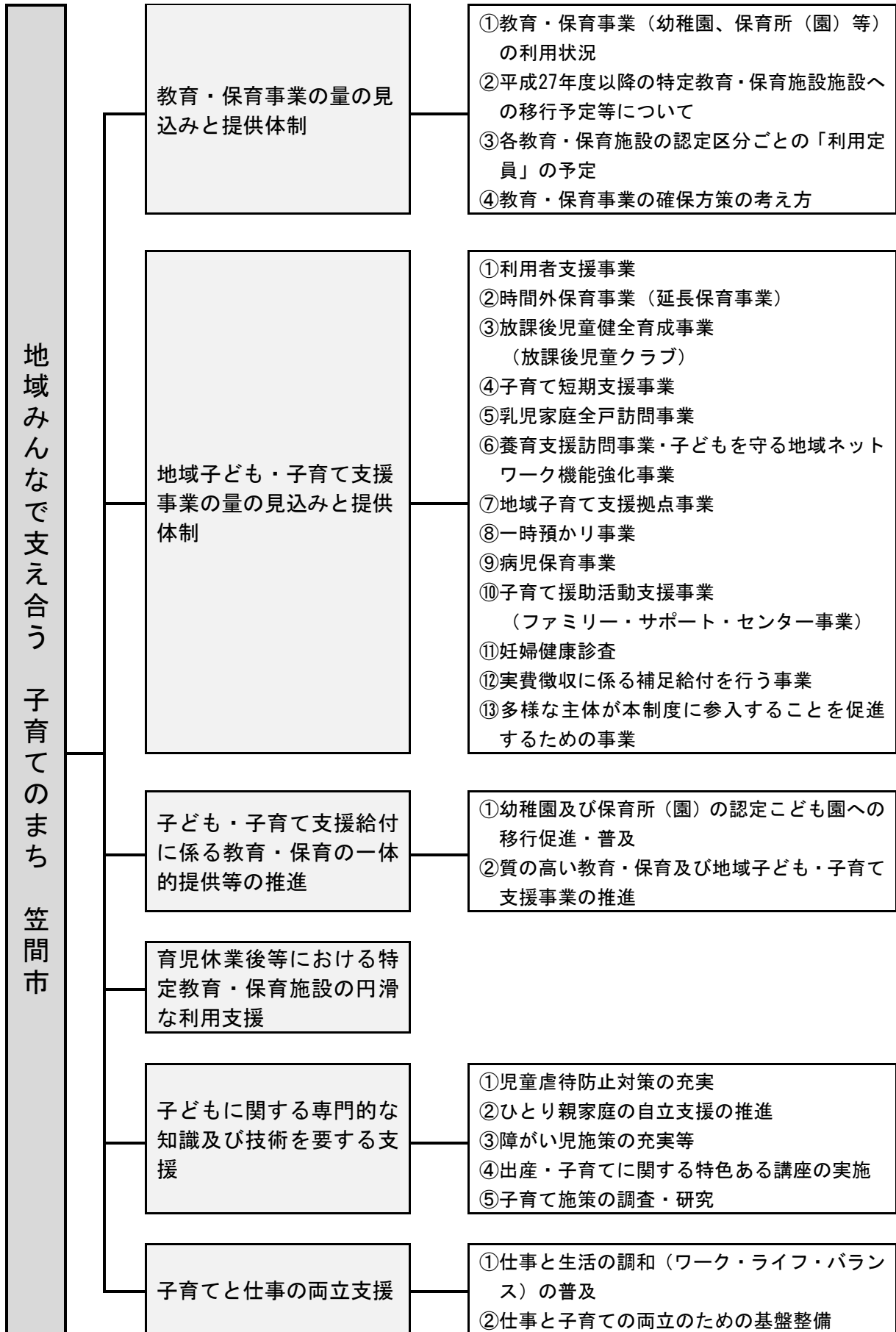
3 計画の構成

この計画の構成は、次のようになります。この中で、教育・保育事業では、ニーズ調査から保護者の就労状況及び今後の就労意向、認定こども園、幼稚園、保育所（園）等における利用希望から量の見込みを算定し、今後の目標として利用定員及び確保方策を定めるものです。

また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援新制度により市町村が地域の実情に応じて実施するもので、各事業の量の見込み及び確保方策を定め、すべての子育て家庭を支援する事業です。

なお、この計画の「量の見込み」については、新たな子ども・子育て支援新制度の導入を踏まえて、ニーズ調査の結果を市民ニーズの実数として捉えた目標として設定しました。

■計画の構成



4 教育・保育の量の見込みと提供体制

認定こども園、幼稚園、保育所（園）などを利用する子どもは、市の認定を受けることとなります。

[認定区分]

1号認定：3歳以上。保育の必要性なし。「認定こども園及び幼稚園」

2号認定：3歳以上。保育の必要性あり。「認定こども園及び保育所（園）」

3号認定：0～2歳。保育の必要性あり。「認定こども園及び保育所（園）+地域型保育」

(1) 教育・保育事業（幼稚園、保育所（園）等）の利用状況

幼稚園（認定こども園を含む）、保育所（園）等の利用状況は、次のようになっています。

幼稚園の利用状況

各年度5月1日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	9	9	9	9	9
定員数（人）	1,925	1,855	1,855	1,855	1,855
利用者数（人）	1,174	1,142	1,138	1,116	1,125
3歳（人）	339	339	311	357	347
4歳（人）	378	419	396	363	407
5歳（人）	457	384	431	369	371

保育所（園）の利用状況

各年度4月1日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	10	10	10	10	10
定員数（人）	969	969	969	969	969
利用者数（人）	961	976	986	998	1,017
0歳（人）	55	51	45	58	53
1・2歳（人）	295	315	352	352	363
3～5歳（人）	611	610	589	588	601

認可外保育施設、事業所内保育等の利用状況

各年度3月末現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	8	8	8	7	
定員数（人）	257	257	257	237	
利用者数（人）	151	155	160	141	
0歳（人）	8	18	12	10	
1・2歳（人）	58	62	62	57	
3～5歳（人）	85	75	86	74	

※笠間市の認可外保育施設の数です。

(2) 平成27年度以降の特定教育・保育施設への移行予定等について

公立幼稚園、公立保育所を統合し、認定こども園（幼保連携型）に移行する予定です。

- ・平成28年度 笠間幼稚園 てらぞき保育所 ⇒ 認定こども園（幼保連携型）
- ・平成29年度 稲田幼稚園 いなだ保育所 ⇒ 認定こども園（幼保連携型）

私立幼稚園、私立保育園が認定こども園に移行する予定です。

- ・平成27年度（2園）、平成29年度（1園）に移行

小規模保育の施設は、既存の認定こども園、幼稚園、保育園で予定しています。

- ・平成28年度(3園)、平成29年度(1園)、平成31年度(1園)に実施

公立保育所（くるす、ともべ）については、民営化等についての検討を進めます。

平成27年度以降における各教育・保育施設の移行予定

区 分	現行		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
認定こども園		5		7	1	7	2	8	2	8	2	8
幼保連携型		1		2	1	2	2	2	2	2	2	2
幼稚園型		4		5		5		6		6		6
保育所型												
幼稚園	2	2	2	1	1	1						
確認を受けない幼稚園												
保育所（園）	4	5	4	4	3	4	2	4	2	4	2	4
計	6	12	6	12	5	12	4	12	4	12	4	12
小規模保育						3		4		4		5
合計	6	12	6	12	5	15	4	16	4	16	4	17

※各年度4月時点の施設数

(3) 各教育・保育施設の認定区分ごとの「利用定員」の予定

この計画策定のため、各教育・保育施設の利用定員の見込みを算出しました。

項目欄の「差」は、「利用定員」－「量の見込み」の値であり、マイナスは不足（今後確保すべき数）を表しています。

平成28年度、平成29年度における1号認定の利用定員の減少は、公立幼稚園、公立保育所の統合によるものです。

各教育・保育施設の「利用定員」の合計値と「量の見込み」の関係

認定区分	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	利用定員	1,515	1,345	1,231	1,231	1,231
3～5歳	確認を受けない幼稚園の利用定員	0	0	0	0	0
	量の見込み	938	915	884	863	847
	差	577	430	347	368	384
2号認定	利用定員	862	880	890	890	890
3～5歳	量の見込み	828	808	780	762	748
	差	34	72	110	128	142
3号認定	利用定員	360	429	434	434	444
1・2歳	量の見込み	548	538	539	527	514
	差	-188	-109	-105	-93	-70
3号認定	利用定員	102	129	129	129	129
0歳	量の見込み	174	171	166	163	160
	差	-72	-42	-37	-34	-31

○1号（3～5歳、教育のみ）認定

「利用定員」に余裕が見込まれます

○2号（3～5歳、教育・保育あり）認定

「利用定員」に余裕が見込まれますが、既存施設から認定こども園の移行に伴う利用定員の増加を見込んでいます。

○3号（0～2歳、保育のみ）認定

「利用定員」の不足が見込まれます。特に、3号認定の1～2歳について、「利用定員」の不足が見込まれます。

(4) 教育・保育事業の確保方策の考え方

「量の見込み」に対応した「利用定員」とすることができるよう、次の確保方策を取り組みの方針とします。

確保方策の内容

区 分	内 容
1 認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、「地域型保育給付」を受ける（「利用定員」に加えられる）施設となるか確認します。 ○「地域型保育給付」を受けられる（「利用定員」に加えられる）施設となるよう、施設整備について支援します。
2 既存の認定こども園、幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○「利用定員」の予定数が、「認可定員」を下回る施設については、2号・3号認定の「利用定員」の設定（拡大）について働きかけ、必要な施設整備について支援します。 ○小規模保育の導入が可能な場合には、必要な施設整備について支援します。
3 既存の保育所（園）	<ul style="list-style-type: none"> ○現在「認可定員」を超えて受け入れを実施しており、面積要件などの基準をクリアできる施設については「認可定員」を見直し、3号認定の「利用定員」の拡大を働きかけます。 ○3号認定の拡大について働きかけ、必要な施設整備について支援します。
4 事業所内保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、「地域型保育給付」を受ける（「利用定員」に加えられる）施設に移行するか確認します。 ○「地域型保育給付」を受けられる（「利用定員」に加えられる）施設となるよう、施設整備について支援します。
※新規参入	<ul style="list-style-type: none"> ○既存施設での確保方策を優先しますが、供給（確保の状況）が不足であれば、新規参入に対しても支援し、誰もが教育・保育を利用できるようにしていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

○子ども福祉課において実施します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

【実績】

各年度3月31日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）			453	478	487

○平成26年度は11月30日現在。

【量の見込み】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数（人）	617	603	591	578	566

○利用者数は18時00分以降の利用者数（実人数）です。

【確保方策】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施施設数（か所）	認定こども園	7	8	10	10
	保育所（園）	8	7	6	6
	計	15	15	16	16

○すべての施設で実施されるよう働きかけ、「量の見込み」に対応します。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に現在利用している小学校の教室、小学校敷地内専用施設、民間設置施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【実績】

各年度4月1日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所数（か所）	15	15	15	16	16
クラス数	20	20	21	21	22
利用定員数（人）	849	889	890	920	920
利用者数（人）	664	689	710	748	818

【量の見込み】

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数 （人）	低学年	639	629	626	635	621
	高学年	479	469	453	448	440
	計	1,118	1,098	1,079	1,083	1,061

【確保方策】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数（か所）	13	13	13	13	13
クラス数	22	23	24	29	29
利用定員数（人）	930	980	1,005	1,078	1,078

○平成27年度に笠間小学校、東小学校、佐城小学校、箱田小学校の統合にあわせ放課後児童クラブも統合します。また、実施か所数を13か所、22クラスとし、平成31年度では29クラスの整備に努めます。

○利用希望者が増えている箇所については、定員増加への整備を図るとともに、民間事業者とも連携しながら対応します。

○新制度における基準である1クラスあたりの児童の数をおおむね40人以下とするための整備も合わせて行います。

○この計画に基づき、別途整備計画を策定し、計画的に整備を行います。

○施設定員を上回る利用申込みがあった場合は、低学年等優先します。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【量の見込み】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延利用日数（日）	29	28	28	27	27

○これまで利用実績はありませんが、利用希望により算定しました。

【確保方策】

○ニーズへの対応のため、近隣の児童養護施設等との連携を図ります。

<参考>近隣の児童養護施設

施設の名称	設置主体	所在地
石崎学園	(福)茨城補成会	茨城町上石崎4698-2
樹学園	(福)つつみ会	茨城町小幡2765-4
みどり園	(福)緑会	水戸市開江町1069-7
内原和敬寮	(福)同仁会	水戸市小林町1186-84
こどもの里	(福)小川会	水戸市成沢町904-6

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【実績】

各年度3月31日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問実人数（人）	594	546	527	511	338

○平成26年度は11月30日現在。

【量の見込み】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問実人数（人）	526	515	502	493	483

○「量の見込み」は、推計0歳児数です。

【確保方策】

○すべての乳児を対象に、保健センター職員等が訪問を実施します。

(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、担当職員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク ※下記参照）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【実績】

○本市の体制上、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で対応しているため、これまで笠間市養育支援訪問事業実施要綱に該当する訪問実績は平成22年度から平成26年度（11月30日現在）までありませんでした。

【量の見込み】

○今後も同様の体制で実施していくため、「量の見込み」は設定しません。

【確保方策】

○支援が必要な世帯の把握に努め、保健師、家庭児童相談員などと連携し対応します。

○ひき続き関係職員の専門性の強化と関係機関相互の連携強化を図ります。

※要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている保護や支援が必要な児童またはその保護者等を早期に発見し適切な保護を図るために、地域の関係機関が情報を共有し、連携と協力により適切な支援を行うための機関です。

(7) 地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

各年度3月31日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	2	2	3	3	3
延利用者数（人）	12,786	13,509	27,848	26,076	17,410
みつばち	7,341	7,489	7,259	6,836	4,325
開所日（日）	142	146	149	147	100
くりのこ	5,445	6,020	4,601	4,098	3,328
開所日（日）	140	145	142	141	96
かんがるー			15,988	15,142	9,757
開所日（日）			257	256	174

○平成26年度は11月30日現在の実績。

【量の見込み】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延利用者数（人）	33,675	33,017	32,811	32,111	31,391

【確保方策】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数（施設）	3	3	3	3	3

○子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」において実施し、「量の見込み」に対応します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所・(園)等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①認定こども園、幼稚園における在園児対象預かり保育、2号認定相当による定期的な利用 【実績】

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数(施設)	7	7	9	9	9
延利用人数(人)	57,096	58,740	69,986	71,856	82,224

○延べ利用日数は、各年度の10月の延べ利用者数の12倍した参考値。

○平成24年度(12月から)、平成25年度には公立幼稚園の実績を含む。

【量の見込み】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園の在園児対象預かり保育(人)	1,092	1,066	1,030	1,006	987
2号認定相当による定期的な利用(人)	67,308	65,691	63,449	61,978	60,802
合計	68,400	66,757	64,479	62,984	61,789

○2号認定相当による定期的な利用とは

1号認定を選択した保護者が、就労等により教育標準時間外に定期的な預かりを利用希望していること。

【確保方策】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数(施設)	10	10	10	10	10

○認定こども園、幼稚園の10施設で実施する予定であり、「量の見込み」に対応します。

②在宅児の認定こども園、保育所（園）、ファミリー・サポート・センターの一時的な利用

【実績】

各年度3月31日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	9	9	9	10	10
ファミリー・サポート・センター（施設）	1	1	1	1	1
延利用人数（人）	1,296	1,546	1,263	2,245	705

○平成26年度は11月30日現在。

【量の見込み】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園、保育所（園）、ファミリー・サポート・センターの利用（人）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

○「量の見込み」は、市全体で1日10人利用×300日で算出

【確保方策】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数（施設）	10	10	10	10	10
ファミリー・サポート・センター	1	1	1	1	1

○認定こども園、保育所（園）、ファミリー・サポート・センターで実施する予定であり、「量の見込み」に対応します。

○ファミリー・サポート・センターの場合、提供会員または利用会員の自宅において実施されます。

(9) 病児保育事業

病児（※下記参照）について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【実績】

各年度3月31日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	2	2	3	4	4
延利用人数（人）	1,318	1,249	792	799	621

○「実績」は、体調不良児保育及び病後児保育です。

○平成26年度は11月30日現在。

【量の見込み】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延利用人数（人）	6,576	6,432	6,297	6,157	6,030

【確保方策】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数（施設）	4	5	6	7	7
在園児の体調不良児	2	2	2	2	2
病後児保育	2	3	4	4	4
病児保育	0	0	0	1	1

○病後児保育の実施施設の増加は、平成28年度、平成29年度の認定こども園の設置予定によるものです。

○病児保育の実施は、平成30年度の市立病院の建て替えに合わせて実施する予定です。

※病児

病気の治療中にあり、回復期には至らないが症状が安定していて入院治療の必要はないと医師が判断した児童。

※病後児

病気の回復期にあり、症状は軽度であるが安静の確保に配慮する必要があると医師が判断した児童。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実績】

各年度3月31日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用人数（人）	71	152	158	149	76

○「実績」には未就学児の利用も含まれます。

○平成26年度は11月30日現在。

【量の見込み】

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延利用人数（人）	低学年	650	640	637	645	632
	高学年	12	12	12	12	12
	計	662	652	649	657	644

○「低学年」の延利用人数は、ニーズ調査の5歳児の回答において、小学校低学年での放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センター事業の利用希望により算出しています。

○「高学年」の延利用人数は、ニーズ調査の5歳児の回答において、小学校高学年での放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センター事業の利用希望により算出した結果「0」となりましたが、年間数件の利用実績があることから、月1人程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

○笠間市ファミリー・サポート・センターにおいて実施します。

○利用希望に対応できるよう、市民へのファミリー・サポート・センターの活動内容の周知を図るとともに、提供会員としての参加協力を促進します。

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実績】

各年度3月31日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
妊娠届出数（人）	612	597	540	558	325
延受診者数（人）	7,368	6,854	6,360	6,343	2,273
受診率（％）	81.3	82.1	83.6	84.5	

○妊婦健康診査の回数は年14回です。

○平成26年度は10月31日現在。

【量の見込み】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出数（人）	526	515	502	493	483

○「量の見込み」は、推計0歳児数です。

【確保方策】

○各保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に受診券を配布します。

○妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

○特定教育・保育施設等と連携し、対象となる世帯の把握に努め、一定の助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

○今後の供給体制整備の必要性に応じて、調査研究を進めます。

6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 幼稚園及び保育所（園）の認定こども園への移行促進・普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設であることから、幼稚園及び保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。

また、幼稚園教諭と保育士への合同研修等に努めます。

◆取り組み事業

- 公立幼稚園・保育所の統合による認定こども園の設置
- 私立幼稚園・保育園の認定こども園への移行促進
- 幼稚園・保育所職員の研修の実施

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

乳幼児期の発達には連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びや子どもの健全な発達のための良質な環境の整備に努めます。

また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要になることから、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）等と小学校などとの連携を図ります。

◆3歳未満児の対応の方向性（子ども・子育て支援法に基づく基本指針より作成）

3歳未満の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人間関係や生活環境のもとで、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要になります。そのためには、子どもが探索活動を十分経験できることが必要であることから、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなどさまざまな遊びを取り入れるよう努めます。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止め、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を習得できるよう支援に努めます。

◆3歳以上児の対応の方向性（子ども・子育て支援法に基づく基本指針より作成）

3歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要です。

集団での生活は、幼児に人との関わりを深めさせ規範意識の芽生えを培い、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものであることから、保育者による一人ひとりの幼児に対する理解に基づき、幼児の主体的な活動の援助に努めます。

◆取り組み事業

- 認定こども園・幼稚園・保育所職員の研修の実施
- 認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小学校の交流連携推進（小学校統合後の連携）
- 地域型保育事業の保育従事者の有資格者の確保支援
- 幼稚園、保育所（園）の施設の充実

7 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるようにするため、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な特定教育・保育施設等の整備に努めます。

◆取り組み事業

- 笠間市役所での「利用者支援事業」の推進
- 子育て支援センターによる相談支援・情報提供
- 情報誌（子育て支援ガイドブック）の発行、広報紙による情報提供
- 笠間市子育て支援ホームページ「かさまぼけっと」による情報提供
- スマートフォンやタブレット端末用アプリによる子どもの年齢に応じた情報の提供
- 認定外保育施設（事業所内保育施設など）への地域型保育事業施設への移行促進

8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

（1）児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、児童相談所などの関係機関との連携強化を図ります。

◆取り組み事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の推進
- 子育て短期支援事業の推進
- 家庭児童相談員との連携
- 要保護児童対策地域協議会との連携
- 子どもを守る地域ネットワーク強化事業
- 児童養護施設等との連携
- 幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等との連携

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭に対しては、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。

◆取り組み事業

- 就学援助費の支給
- ひとり親家庭等日常生活支援・情報提供
- ひとり親家庭等の親への自立支援、就業支援（母子父子自立支援員の設置）
- 高等技能訓練促進費（生活費の補助）
- 母子自立支援プログラムによる就労支援
- 母子家庭自立支援給付金事業
- 児童扶養手当事業

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を推進するため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を進めます。

また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めます。

さらに、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、一人ひとりの希望に応じた適切な支援に努めます。

◆取り組み事業

- 障がい児親子通園事業（つくしんぼ教室、おひさま教室、すずらん教室）の実施
- 幼児のことばとこころの教室「さくらんぼ学級」の実施
- 乳幼児期を含め早期からの教育相談・進路指導
- 認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校、放課後児童クラブ、特別支援学校等との連携、研修による専門性の向上
- 友部特別支援学校（「どんぐり教室」幼児の相談指導教室）との連携
- 日中一時支援事業の実施
- 障がい児の補装具・日常生活用具の交付
- 障がい児通所支援サービス・ショートステイサービスの実施
- 障がい児通園施設運営事業の実施
- 障がい児保育事業の実施
- 特別支援学級の充実
- 放課後児童健全育成事業における障がい児、特別支援学校児童の受け入れ体制の整備
- 「ふれあいスポーツの集い」の開催
- 小学校・中学校と特別支援学校との交流
- 基幹相談支援センターによる相談支援

(4) 出産・子育てに関する特色ある講座の実施

出産や育児における様々な段階に応じて、それぞれが抱える不安や心配を軽減し、前向きに子育てに取り組めるよう、出産・育児の専門家や地域の方々、民間事業者等と協力し、特色ある講座や講演会を開催します。

◆取り組み事業

- 出産や子育てに関する講演会の開催
- 子育て支援講座の拡充

(5) 子育て施策の調査・研究

これまでも各課の連携や情報の共有、個々の事例への対応を進めていますが、今後様々な事項についてより幅広く検討することが必要です。また、これからの新しい子育て支援の施策について調査・研究し、よりよい支援の実現を目指すため、庁内の連携会議を設置し、取り組んでいきます。

◆取り組み事業

- 笠間市子育て支援連携会議（仮称）の設置・運営

9 子育てと仕事の両立支援

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

仕事と生活の調和の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解が図られるよう、普及・啓発に努めます。

◆取り組み事業

- 男女共同参画推進条例に基づく取り組みの推進
- 育児・介護休業制度の普及
- 雇用情報の提供
- 男女が働きやすい環境づくりのための広報、情報提供、フォーラム等の開催
- 事業所への出前講座の開催
- 男女共同参画推進事業者の認定
- 育児・介護を担う労働者への情報提供

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の充実、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の促進等により、多様な働き方に対応した子育て支援に努めます。

◆取り組み事業

- 市立病院建て替えによる病児保育事業の実施
- 教育・保育施設の整備
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施施設の整備
- 笠間市ファミリー・サポート・センターの活動促進
- 再就職に向けたセミナー等の情報提供

第4章 計画の推進

1 進行管理

担当課において計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、「笠間市子ども・子育て会議」において、計画の達成状況を点検・評価を行います。

2 総合計画と整合性を図り推進する事業

平成23年度に策定した笠間市総合計画後期基本計画において、「子ども・子育て支援事業計画」に関連する次の事業については、整合性を図り推進します。

◆子ども・子育て支援

施策	主な取り組み
保育内容の充実	○延長保育、一時保育などの特別保育の充実をはじめとした各保育サービスの充実 ○障害児保育事業の充実 ○病児、病後児保育事業の充実 ○保育サービス評価制度の導入 ○保育所運営形態の見直しを含めた新制度の調査研究 ○施設の適切な維持管理
育児支援対策の充実	○地域子育て支援センターの利用促進 ○ファミリー・サポート・センター事業の活用 ○市内各保育所（園）相談支援体制の充実
児童の健全育成	○放課後児童クラブの充実 ○家庭児童相談室における児童相談の充実 ○要保護児童対策の充実 ○児童厚生施設（児童館）の充実と活用
ひとり親家庭等への支援	○児童扶養手当等の支給 ○母子世帯、父子世帯に対しての母子自立支援員による就労支援 ○母子世帯、父子世帯に対する情報の提供 ○民生・児童委員、社会福祉協議会、関係機関との連携強化 ○母子世帯に対しての高等技能訓練促進費の支給
母子保健の充実	○妊産婦訪問指導及び健康相談の実施 ○乳児家庭全戸訪問と乳幼児訪問指導の実施 ○年齢別健康診断の実施 ○保育所等の歯科保健指導の実施 ○予防接種事業の推進 ○ハイリスク幼児教室の実施

◆少子化対策

施 策	主な取り組み
少子化に対する意識の高揚	○少子化に関する広報啓発 ○「結婚・子育て」の意識啓発
地域で支えあう子育て支援の確保	○地域子育て支援、相談・情報提供の充実 ○保育サービスの充実 ○経済的負担の軽減 ○障がい児・ひとり親家庭等への支援
子どもと親の健康の確保	○母子保健、小児医療の充実 ○「食育」の推進
次世代の親となる心豊かな子どもの育成	○教育環境の整備 ○家庭教育の充実 ○地域教育力の向上
安心・安全な子育て環境の整備	○仕事と子育ての両立支援の推進 ○子どもの生活環境の整備 ○子どもの安全確保

◆保健・医療

施 策	主な取り組み
健康づくりの推進	○健康増進事業の推進 ○かさま健康ダイヤル24事業の推進
予防対策の推進	○予防接種事業の推進 ○母子保健事業の推進
医療体制の充実	○市立病院の役割と機能の充実

◆地域福祉

施 策	主な取り組み
住民参加による地域福祉の推進	○地域福祉に関する広報・広聴と住民参加の促進 ○地域福祉の担い手の育成 ○福祉活動団体の支援と連携によるサービス支援体制の充実
地域福祉サービス・活動の充実	○相談体制の充実 ○利用者に応じた情報提供の充実 ○高齢者福祉、障害者福祉や子育て支援などの充実 ○福祉サービス利用支援の充実

◆幼児教育

施 策	主な取り組み
幼児教育・保育体制の整備	○教職員の専門性や能力の向上 ○幼保小の連携強化 ○公立幼稚園統合等の推進 ○幼保一体化に向けた検討
保護者・地域との連携	○保護者・地域の連携強化 ○保護者・地域による交流活動の充実 ○地域に開かれた幼稚園づくりの推進
幼稚園施設の充実	○施設の適切な維持管理の実施 ○放射線対策及び安全管理の強化

◆学校教育

施 策	主な取り組み
信頼される学校づくり	○幼保小の連携強化

◆男女共同参画社会

施 策	主な取り組み
男女共同参画の環境整備	○仕事と家庭の両立支援

◆雇用・労働環境

施 策	主な取り組み
多様な就業形態の促進	○市内企業の雇用継続の支援 ○復職・再就職の支援

参考資料

1 策定経過

年 月 日	会 議 等
平成25年11月7日	平成25年度第1回笠間市子ども・子育て会議 (1) 笠間市子ども・子育て会議の概要について (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について (3) 子ども・子育て支援事業計画策定までの進め方について (4) ニーズ調査について (5) 会議の開催スケジュールについて (6) その他
11月 ～12月	○子ども・子育て支援事業計画策定のための「ニーズ調査」の実施
平成26年4月21日 22日	○笠間市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うヒアリング調査
5月13日	平成26年度第1回笠間市子ども・子育て会議 (1) 平成25年度子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査報告書について (2) 教育・保育事業等の現況及び今後の量の見込みについて (3) 教育・保育の提供区域について (4) 府省令・告示の概要について (5) 笠間市子ども・子育て会議平成26年度開催スケジュールについて (6) その他
6月13日	平成26年度第2回笠間市子ども・子育て会議 (1) 笠間市が制定する条例基準（案）について (2) 利用者負担について (3) 教育・保育事業等の今後の量の見込みについて (4) その他
7月28日	平成26年度第3回笠間市子ども・子育て会議 (1) 利用者負担について (2) 笠間市教育・保育施設の移行予定と確保方策について (3) 笠間市子ども・子育て支援事業計画構成（案）について (4) その他
8月18日	平成26年度第4回笠間市子ども・子育て会議 (1) 利用者負担について (2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について (3) その他

年 月 日	会 議 等
9月24日	平成26年度第5回笠間市子ども・子育て会議 (1) 笠間市保育料の改正(第1回答申)について (2) 笠間市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (3) その他
10月23日	平成26年度第6回笠間市子ども・子育て会議 (1) 利用定員について (2) 笠間市職員提案について (3) 笠間市子ども・子育て支援事業計画(案)について (4) その他
11月20日	平成26年度第7回笠間市子ども・子育て会議 (1) 公立幼稚園の利用者負担について (2) 笠間市子ども・子育て支援事業計画(案)について (3) 保育所・幼稚園及び認定こども園の定員の定め方について (4) その他
12月18日	平成26年度第8回笠間市子ども・子育て会議 (1) 公立幼稚園の利用者負担について (2) 笠間市子ども・子育て支援事業計画(案)について (3) 平成27年度利用定員について (4) その他
平成27年1月 日 ～ 月 日	○子ども・子育て支援事業計画(案)についてのパブリックコメントの実施

2 笠間市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、笠間市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に定める事務を所掌する。

2 前項に規定するもののほか、市長の諮問に基づき、本市における子ども・子育て支援に関する施策について必要な調査及び審議を行い、これを答申するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、前条第6号の委員を除く委員については、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の除斥及び回避)

第7条 委員は、第2条に掲げる事務で、自己の関係する団体等に関するものについては、除斥されるものとする。

2 委員は、前項に規定するもののほか、公平な審議を妨げる相当の理由があると認めるときは、自ら回避することができる。

3 前2項の規定による委員の除斥及び回避は、会長が他の委員の意見を聴いて決定する。
(意見の聴取)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、福祉部子ども福祉課で処理する。

(個人情報保護)

第10条 委員は、会議において知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 市長は、笠間市個人情報保護条例（平成18年笠間市条例第14号）に定めるもののほか、個人情報の保護のため適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 笠間市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	団体名等
学識経験を有する者	◎福 田 洋 子	常磐短期大学准教授（幼児教育保育学）
	磯 山 あけみ	茨城キリスト教大学講師（看護学）
子育て支援関係団体に属する者	菅 谷 則 子	NPO市民支援センターともべ 代表理事
	深 澤 恭 子	笠間市民生・児童委員協議会 主任児童委員
	岡 田 陽 子	茨城県立友部特別支援学校 教諭
	中 宮 史 恵	笠間市ファミリー・サポート・センター
教育関係者	○大 関 賢 一	岩間第一幼稚園 園長
	小 坂 久 子	稲田幼稚園 園長（平成26年3月31日まで）
	三 村 俊 子	笠間幼稚園 園長（平成26年4月1日から）
	潮 田 朱 美	稲田小学校 校長（笠間市校長会）
保育関係者	鈴 木 雅 子	くるす保育所 所長
	浅 野 学 志	めぐみ保育園 園長
	柳 澤 裕 子	子育て支援センター指導員
子どもの保護者	菅 野 麻由美	岩間第一幼稚園保護者
	湊 英 世	くるす保育所保護者
	飯 野 一 恵	稲田幼稚園保護者
	飯 田 慎 也	大沢保育園保護者
公募市民	福 嶋 麻 衣	公募市民
	羽 石 千 恵	公募市民
その他市長が必要と認める者	小松崎 栄 一	福祉部長（平成26年3月31日まで）
	櫻 井 史 晃	福祉部長（平成26年4月1日から）
	塙 栄	教育次長（平成26年3月31日まで）
	園 部 孝 男	教育次長（平成26年4月1日から）

注) ◎：会長、○：副会長

4 用語説明

行	用語	説明
あ	1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
か	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、小人数（1人～5人まで）を対象に、きめ細やかな保育を家庭的保育者の居宅等で実施する。
	居宅訪問型保育	住み慣れた居宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1対1を基本とし、きめ細やかな保育を実施する。
	公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。認定こども園、幼稚園、保育園の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定。 ※施設型給付を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料（授業料）を決定。
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
	子どもを守るネットワーク強化事業	要保護児童連絡協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。
さ	3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
	時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所（園）等において、保育を実施する事業。
	事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所その他さまざまなスペースで、数人～数10人程度で実施する。
	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所の3施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。
	小規模保育	比較的小規模（6人～19人まで）で、多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気の下で、きめ細やかな保育を実施する。

行	用語	説明
た	多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付。
	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設（7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、さまざまな場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる。
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
	地域子ども・子育て支援事業	全ての子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者への支援として、次の事業がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援 2 時間外保育事業（延長保育事業） 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 4 子育て短期支援事業 5 乳児家庭全戸訪問事業 6 養育支援訪問事業（子どもを守るネットワーク機能強化事業） 7 地域子育て支援拠点事業 8 一時預かり事業 9 病児保育事業 10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 11 妊婦健康診査 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業をいう。
な	2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
	認定こども園	保護者が働いているいかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行なう機能を併せ持つ施設。
	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

行	用語	説明
は	病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
	保育必要量	月単位とし施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付または特例地域型保育給付を支給する保育の量を保護者の就労状況等に応じて「標準時間(11時間程度)」「短時間(8時間程度)」の2区分に認定するもの。
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
や	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
ら	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。